

てっちゃん先生☆Presents

「直前5点アップ講座」 受講生**限定**特典

第**37**回国試用

『**合法**的カンニングペーパー』

はじめに必ずお読みください！

- ◆この**合法的カンペ**は“出たらラッキー！”な項目を載せました。
- ◆午前・午後両方にまたがって出題可能性のある項目に絞りました。
- ◆使う場所、使い方は自由です！（ただし頑張りすぎて海馬が爆発しないように！）
- ◆このカンペに関するLINE等での質問は受け付けておりません。
- ◆カンペを印刷して使っても、スマホで閲覧しても使い方は自由！

（ただし、印刷の仕方等に関するLINE等での質問は受け付けておりません）

以上をご理解いただいた上、合法的カンペを最幸に活用してください！

福祉を実現するためのカタカナ用語10選

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①バリアフリー | ①壁がない |
| ②ユニバーサルデザイン | ②全ての人が使いやすいデザイン |
| ③ノーマライゼーション | ③普通に生活できる |
| ④ソーシャル・インクルージョン | ④社会全ての人が支え合う |
| ⑤エンパワメント | ⑤力を引き出す |
| ⑥ストレングス | ⑥強み |
| ⑦アドボカシー | ⑦代弁 |
| ⑧インフォームドコンセント | ⑧十分な説明を受けて同意 |
| ⑨リハビリテーション | ⑨尊厳・権利を取り戻す |
| ⑩ナショナル・ミニマム | ⑩国が保障する最低限度の生活 |

生活保護 8 つの給付 ※赤字は出やすい！

1	出産扶助	出産費用	金銭	出産
2	教育扶助	義務教育費用	金銭	学校
3	生業扶助	職業訓練費/授産施設(主に身体・精神障害者)	金銭/現物	就職
4	住宅扶助	一般の賃貸住宅/宿所提供施設(生活寮)	金銭/現物	独立
5	生活 扶助	日常生活費、 介護保険料 (第1号被保険者)	金銭	生活
6	医療 扶助	医療サービス(医療券を発行し指定機関で提供)	現物	病気
7	介護 扶助	介護サービス(介護券を発行し指定機関で提供) 被保険者は1割、被保険者以外は10割給付	現物	介護
8	葬祭扶助	葬式費用	金銭	死亡

生活保護 4 原理と 4 原則 ※赤字は出やすい！

4 原理 (絶対変わらない)	国家責任の原理	国が最低限度の生活を保障する
	無差別平等の原理	全ての国民は保護を無差別平等に受けられる
	最低生活保障の原理	健康で文化的な最低限度の生活を維持する
	補足性の原理	本人の資産・能力の活用をまず行う
4 原則 (状況で変わる)	申請保護の原則	本人・親族の申請が原則(緊急時は職権で行う)
	基準及び程度の原則	最低限度の生活を超えない基準を定める
	必要即応の原則	給付は個々の必要に合わせ適切に行う
	世帯単位の原則	給付は世帯単位が原則(状況で個人単位も有)

成年後見制度と日常生活自立支援事業

※赤字は出やすい！

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
法律	民法	社会福祉法
実施 主体	家庭裁判所	都道府県・指定都市 社会福祉協議会
手続 窓口	家裁へ本人・配偶者・ 4親等内 親族・ 市町村長 等	市町村 社協へ本人・家族・関係者
対象者	判断能力が 欠けている のが常況の者→後見 判断能力が 著しく不十分 な者→保佐 判断能力が 不十分 な者→補助	判断能力が 不十分 な者 ※ただし、社協と本人が直接契約するため、 契約内容の判断能力は必要
援助者	成年後見人、保佐人、補助人／ 任意 後見人	専門員(計画作成)、生活支援員(実際の援助者)
援助内容	財産管理…所有するアパートの家賃管理、印鑑・通帳管理、不動産売却、遺産分割等	日常的金銭管理…公共料金支払い等 書類等預かりサービス…通帳や銀行印預かり
	身上監護…入院・入所契約、支払い(介護は無)	福祉サービスの利用援助…相談、情報提供
費用	本人の財産 から捻出	契約前は公費、契約後は利用者負担
共通点	入院、入所 時も利用可／2つを 併用 することも可	

介護福祉士の 6 つの義務 ※赤字は出やすい！

義務	内容	法的罰則
秘密保持義務	介護福祉士でなくなった後も、業務中に知った人の秘密を漏らしてはならない。	1 年以下の懲役または30万円以下の罰金の上、登録取り消し
名称の使用制限	介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。（偽称）	30万円以下の罰金
信用失墜行為の禁止	介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。	登録取り消し
誠実義務	相手の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。	×
資質向上の責務	介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。	×
連携	福祉関係者、保健医療関係者等と連携を保たなければならない。	×

事例**長文**読解の**3**ステップ

【Step 1】 先に問題に目を通して、何が問われるかチェック

【Step 2】 事例文を以下の印を付けながら読む

●登場人物（**本人**とその**家族**）を□で囲む

●**病気**名・**障害**名・**利用サービス**(※)を○で囲む

●**重要情報**に_____を引く（本人の**想い**、本人の状態**変化**等）

(注) 「しかし」「ある日」「最近」のワードが出たら要注意！

【Step 3】 再び問題に戻って解く

※高齢者は介護保険サービス、障害者は障害者総合支援法のサービス